

予防接種事務デジタル化に関する機能の適合基準日について

標準仕様書3.1版のうち、新たに追加された予防接種事務のデジタル化に必要な機能に関する適合基準日について、「令和10年4月1日」としたい。

| 公表時期 | 適合基準日 |
|-------------------|-------------------|
| 3.1版で公表する案 | 令和10年4月1日 |
| 3.0版時点の適合基準日 | 令和8年4月2日移行の日付で検討中 |

《適合基準日に関するこれまでの検討経緯》

- 3.0版の全国意見照会（本年7月）では、1,741自治体のうち286自治体から回答があり、そのうち108自治体が適合基準日を「令和8年4月1日」とすることについて、間に合わないとの意見（※108自治体以外の自治体は「無回答」であり、対応可能か否かは不明）
- 少しでも多くの自治体が早期に3.1版に適合いただけるよう、3.0版の公開以降、以下の取組を実施
 - 開発ボリュームを絞るため、3.0版公表後に内容を再度精査し、自治体システムと予予システムで重複する機能（例：勧奨結果等の確認機能）については、開発を不要とする見直しを実施
 - 自治体及びベンダがデジタル化後の健康管理システムの利用シーンをイメージして開発に臨めるよう、予予・請求システムのインターフェース及び業務フローの暫定版を11月16日に公開（3.1版の公表時に確定版も公表予定）